公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止について	•••
-------------------------	-----

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案・・・ 7

2

公示

24004号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年8月8日

関東運輸局長 藤田礼子

1. 届出の内容等

1. 届出の内容等	
事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止
事案番号	2 4 C 0 4
届出を行った一般乗合	京成バス 株式会社
旅客自動車運送事業者名	
対象となる路線	事案番号 24C04-1 千葉県市川市南大野一丁目11-26番地先 千葉県市川市南大野一丁目44-5番地先 0.34キロ
	事案番号 24C04-2 千葉県松戸市高塚新田336-9番地先 千葉県市川市大町74-1番地先 1.35キロ
	事案番号 24C04-3 千葉県流山市江戸川台東二丁目4番地先 千葉県流山市江戸川台東一丁目12-1番地先 0.20キロ
	事案番号 24C04-4 千葉県流山市江戸川台東一丁目12-1番地先 千葉県流山市東初石一丁目77番地先 0.62キロ
	事案番号 24C04-5 千葉県流山市東初石一丁目77番地先 千葉県流山市東初石三丁目94-2番地先 0.93キロ
	事案番号 24C04-6 千葉県流山市東初石三丁目94-2番地先 千葉県流山市東初石三丁目130-59番地先 0.69キロ
	事案番号 24C04-7 千葉県流山市東初石三丁目130-59番地先 千葉県流山市十太夫107-17番地先 0.86キロ

事案番号 24C04-8

千葉県流山市十太夫107-17番地先 千葉県流山市東初石六丁目185-6番地先 0.11キロ

事案番号 24C04-9

千葉県流山市東初石六丁目185-6番地先 千葉県流山市十太夫186番地先

0.25キロ

事案番号 24C04-10

千葉県流山市十太夫186番地先 千葉県流山市十太夫186番地先

0.12キロ

事案番号 24C04-11

千葉県流山市西初石四丁目103番地先 千葉県流山市江戸川台西三丁目32-11番地先 0.21キロ

事案番号 24C04-12

千葉県流山市江戸川台西三丁目32-11番地先 千葉県流山市西初石三丁目6-4番地先

0.92キロ

事案番号 24C04-13

千葉県流山市西初石三丁目6-4番地先 千葉県流山市西初石五丁目25-1番地先

1.00キロ

事案番号 24C04-14

千葉県流山市市野谷667-18番地先 千葉県流山市西初石五丁目25-1番地先 0.63キロ

事案番号 24C04-15

千葉県流山市三輪野山四丁目12-20番地先 千葉県流山市三輪野山四丁目1-22番地先

0.38キロ

事案番号 24C04-16

千葉県流山市三輪野山四丁目 2 4 番地先 千葉県流山市三輪野山四丁目 1 2 - 2 0 番地先 0.40キロ

事案番号 24C04-17

千葉県流山市西初石五丁目 2 5 - 1 番地先 千葉県流山市三輪野山四丁目 2 4 番地先 1. 1 0 キロ

事案番号 24C04-18

千葉県流山市西初石四丁目119-4番地先 千葉県流山市西初石五丁目25-1番地先 0.27キロ

事案番号 24C04-19

千葉県流山市東初石三丁目130-59番地先 千葉県流山市西初石四丁目119-4番地先 0.66キロ

事案番号 24C04-20

千葉県流山市市野谷256番地 千葉県流山市三輪野山四丁目11-7番地先 0.41キロ

事案番号 24C04-21

千葉県流山市三輪野山四丁目 1 1 - 7番地先 千葉県流山市三輪野山四丁目 1 2 - 2 0番地先 0. 19キロ

姫宮団地線・高塚線においては、需要がないことに加え、 新たな改善基準告示の適用に伴い、基準を遵守する必要 があるため。また、東初石線・西初石線・三輪野山線に おいては、運行開始以来、赤字路線であり収支状況の改 善が見られないため。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①~④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は千葉運輸支局輸送担当まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、 実施予定日の10日前までに別途通知します。

(参 考)

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2 第1項の規定により、実施予定日の6ヵ月前までに届け出ることで実施可能となって います。この意見の聴取は、本事案に係る休止を行った場合における旅客利便の確保 についての意見を聴取し、同条第3項及び第4項に基づく休止の実施日の繰り上げが 可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に 次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和6年8月8日 関東運輸局長 藤田 礼子

〇一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案 番号 申請者 事案の概要(1.申請年月日 2.運賃適用地域名 3.申請概要)

24B20号 株式会社 K&Tライフケアサービス

- 1. 令和6年7月8日
- 2. 特別区•武三地区
- 3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要 下記の時間制運賃について、初乗・加算時間を10分に短縮する。

 (ア)特定大型車
 A運賃

 (イ)大型車
 A運賃

(ウ) 普通車 A運賃